

優良産廃処理業者認定制度に係る 添付書類一覧

申請者名

インデックス 番号	添付書類	チェック欄
1	優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類一覧(様式1)	
2	誓約書(様式2)	
3	①環境省が指定した者が事業の透明性に係る基準に適合していることを確認している場合	確認した者が発行する、事業者が基準に適合していることを証明する書類
	②(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合	左記ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類
	③「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合	・インターネットによる情報公開状況報告書(様式3) ・情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの
	※①～③のいずれかを提出	
4	ISO14001又はエコアクション21等の認証書の写し	
5	情報処理センターである(財)日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面(加入証)の写し	
6-1	国税(法人税及び消費税)については、納税証明書(その1. 納税証明書用)又はその写しを直近3年分	
6-2	都道府県税(県民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税)については、千葉県税務所が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分 ※個人の場合、県民税については市町村長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分	
6-3	市町村税(市民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税)については、船橋市長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分、又は市税納税証明書(1. 滞納がないことの証明)	
6-4	船橋市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納付すべき、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書又はその写しを過去2年間分 ※国民健康保険の被保険者である場合は市町村が発行する納付証明書、控除証明書等の写し	
6-5	船橋市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納入すべき、地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書又はその写しを過去3年間分	

＜優良基準＞

	基準項目	基準概要
①	遵法性 (規則第9条の3第1号等)	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間(優良確認の場合は申請日前5年間)において特定不利益処分を受けていないこと。
②	事業の透明性 (規則第9条の3第2号等)	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
③	環境配慮の取組 (規則第9条の3第3号等)	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
④	電子マニフェスト (規則第9条の3第4号等)	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
⑤	財務体質の健全性	<p>①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。(規則第9条の3第5号等)</p> <p>②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。(規則第9条の3第6号等)</p> <p>③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。(規則第9条の3第7号等)</p> <p>④船橋市内に設置しているすべての特定産業廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。(規則第9条の3第8号等)</p>